

(2021年4月21日制定)

(2021年10月13日改正)

TORF業務規程

株式会社QUICKベンチマークス

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号、以下「法」という。）第156条の87の規定にもとづき、株式会社QUICKベンチマークス（以下「QBS」という。）が、「TORF（東京ターム物リスク・フリー・レート）」（以下「TORF」という。）を算出・公表するに当たって則る指標運営にかかる基本事項を定める。

2 QBSは、法第156条の87の規定に定める業務規程として、レポーティング・ブローカーがレート報告に関し遵守すべき事項や必要な態勢整備等を規定するため、本規程の他に次に掲げる諸規程を定める。

- (1) TORF行動規範（以下「行動規範」という。）
- (2) TORFの算出・公表に係るコンティンジェンシー・プラン（以下「コンティンジェンシー・プラン」という。）
- (3) TORF利益相反管理方針
- (4) TORF苦情・相談対応規則
- (5) TORF算出要綱（以下「算出要綱」という。）

3 QBSは、本規程および前項各号に定める諸規程のほか、TORFの算出・公表の円滑な遂行のために必要な諸規則を定める。

(IOSCO 金融指標に関する原則を踏まえた指標の運営)

第2条 QBSは、証券監督者国際機構(IOSCO)が公表した金融指標に関する原則(2013年7月17日公表。以下「IOSCO原則」という。)を踏まえ、TORFの透明性、公正性を向上させるために必要な措置を講じる。

2 QBSは、TORFのIOSCO原則の遵守状況を年度毎に確認し、その概要を公表する。

(関連法令の遵守)

第3条 QBSは、TORFの運営に当たり、本規程のほか、関連法令を遵守するものとする。

(定義)

第4条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるほか、本規程に別段の定めがある場合を除き、本規程にもとづき制定される諸規範・指針等に従うこととする。

(1) TORF

レポーティング・ブローカーが、行動規範の定めるところにより、QBSに対し報告する1か月物、3か月物および6か月物の取引レート(注1)に対し、QBSが各期間毎に算出要綱で定めた方法により算出した3種類の平均レート(小数第6位を四捨五入した小数第5位までの数値)をいう。

なお、何らかの理由でブローカーから一部のレートが報告されない場合には、報告があったレートにより、各期間毎に、上記方法により算出する。

(注1) 本邦金利スワップ市場における、前営業日15時から算出当日15時までの日本円OIS取引の約定レートおよび取引を前提として呈示された注文データのうち金利部分のデータ(気配レート)。365日ベース、スポット・スタート物。

(2) 日本円OIS取引

OISはOvernight Index Swapの略。日本円OIS取引は日本円の無担保コール翌日物平均金利(TONA)を参照変動金利とする金利スワップのこと。TORF算出のためレポーティング・ブローカーが報告する約定レートや気配レートは、変動金利であるTONAとスワップする固定金利のレート。

(3) レポーティング・ブローカー

TORFの算出・公表に当たり、レートをQBSに対して報告するため、QBSが第34条に規定する手続により選定するマネー・ブローカー等の取引仲介会社をいう。

(4) 報告レート

第13条の規定にもとづき、レポートイング・ブローカーが、TORFについてQBSに対し報告するレートをいう。当該ブローカーにて取引が成立した際のレート（約定レート）と、当該ブローカーに呈示された気配レートの2種類がある。

(5) 公表レート

第13条から第16条の規定にもとづき、TORFについて、報告レートを集計し、算出したレートであって、QBSが公表するレートをいう。なお、この「公表レート」と上記(4)の「報告レート」を合わせて「公表レート等」という。

(6) 事務代行会社

第12条および第42条の規定にもとづきQBSからTORFの算出・公表に関する事務を委託した場合の委託を受けた会社をいう。

(7) 情報提供会社

QBSより配信された公表レート等を当該会社のオンライン・サービス等において公表する会社をいう。情報提供会社のうち、株式会社QUICK（以下「QUICK」という。）がQBSより直接公表レート等の配信を受け、他の情報提供会社にはQUICKを通じて配信がなされる。

(8) 算出

レポートイング・ブローカーの報告レートを第13条から第16条の規定にもとづき集計し公表レートを計算する業務。

(9) 承認

レポートイング・ブローカーの報告レートの受信状況やレート内容、算出に用いる機器やネットワーク等の正常な稼働、算出されたレートの算出過程等を確認し、QBSとして公表すべきと判断し公表を指示する業務。

(10) 公表

算出されたレートを情報提供会社に配信、およびQBSのホームページ等に掲載すること。

第2章 QBSの組織

(取締役会)

第5条 QBSは、その意思決定機関として、取締役会を設置する。取締役会は、QBSの業務の執行の決定、取締役の職務の執行の監督等、定款に記載する事項を所管する。

2 取締役会の下部に委員会組織としてTORF監視委員会、企画運営委員会を置くほか、業務部門として、企画部、業務部、内部監査室およびTORF監視委員会室を置く。

(TORF監視委員会)

第6条 TORF監視委員会（以下「監視委員会」という。）の所管事項は、以下の通りとする。

(1) TORFの運営における以下の事項に関する適切性の確認と承認、および改善策に関する取締役会への提言

- ① TORFの運営における利益相反の管理に関する事項
- ② 監視委員会室が受け付けたTORFの運営に関する関係当局および外部からの指摘・苦情等への対応に関する事項
- ③ 行動規範の妥当性や適切性についての定期的な確認に関する事項
- ④ レポーティング・ブローカーの行動規範の遵守状況やレート報告内容に対するモニタリングの実施に関する事項
- ⑤ TORFに関する諸規程の制定、改定および廃止内容の確認に関する事項
- ⑥ 第22条に規定するQBSの内部監査計画や監査の結果の確認に関する事項
- ⑦ レポーティング・ブローカーの選定・選定の取り消し等に関する事項
- ⑧ 内部監査室が受け付けたTORFの運営に関する内部通報等への対応に関する事項

2 監視委員会は、前項に掲げる取締役会に付議される事項に限定されることなく、QBSの業務全般について、自ら、あるいは第11条に規定する監視委員会室に指示

して、調査・確認を行うことができる。これらの活動は、QBSによる報告レート等に対する調査やモニタリングに対する監督や提言を含む。

3 監視委員会の委員は、関連する法律や規制、会計、監査、法人のガバナンス等において知見を有するQUICKの役職員、弁護士、公認会計士、学識経験者、市場関係者等から取締役会が選定する。独立性確保の観点から、その過半数をQUICKの役職員以外の者とする。また、利益相反防止の観点から、金融機関（預金保険法（昭和46年4月1日法律第34号）第2条第1項各号に掲げる金融機関をいう。第20条第3項第1号において同じ。）に所属する者を委員に選任しない。監視委員会の委員は、委員就任時に、QBSが実施する業務に関する利益相反の有無、および利益相反がある場合にはその内容についてQBSに表明することとし、就任後にこれらにつき変更があったときも同様とする。また監視委員会の議決に関して利益相反のある委員は議決に加わらない。

4 監視委員会委員以外の者は議決には加わることができないが、委員長判断でオブザーバーとして議事に出席が可能とする。

5 監視委員会の委員の選任および任期、構成等については、第3項のほか、別に定める委員会規則で規定する。

6 第1項(1)④に規定するモニタリングの実施要領は監視委員会で検討し、取締役会で決定する。

（企画運営委員会）

第7条 企画運営委員会の所管事項は、以下の通りとする。

(1) 第9条第1項で規定する企画部立案事項の検討および取締役会への付議

(2) TORFの運営状況に関する取締役会および第6条に規定するTORF監視委員会への報告

2 企画運営委員会は、取締役会に付議・報告した事項を第6条に規定するTORF監視委員会にも報告するものとする。

3 企画運営委員会の委員は取締役会が選定し、任期や構成等については、委員会規則で規定する。企画運営委員会委員以外の者は議決には加わることができないが、委員長判断でオブザーバーとして議事に出席が可能とする。

4 企画運営委員会は第1項に掲げる取締役会に付議される事項に限定されることなく、企画部と業務部との意見交換および情報共有をはかりながらQBSの運営にか

かわる事項を検討することとし、その結果は監視委員会および取締役会に報告することができる。

(業務部)

第8条 業務部の所管事項は以下の通りとする。

- ① TORFの算出業務
- ② TORFの承認業務
- ③ TORFの公表業務
- ④ 監視委員会の指示した調査・確認業務

2 業務部は、前項①の実施状況について、定期的に企画運営委員会および監視委員会に報告する。

(企画部)

第9条 企画部の所管事項は、以下の通りとする。

(1) 以下の各事項についての立案

- ① QBSの組織に関する事項
- ② QBSの予算・決算に関する事項
- ③ TORFの定義および算出方法の見直しに関する事項
- ④ レポートिंग・ブローカーの選定基準の見直しに関する事項およびレポートिंग・ブローカーの選定に関する事項
- ⑤ レポートिंग・ブローカーのレート報告手続の見直しに関する事項
- ⑥ TORFに関する諸規程の制定、改定および廃止に関する事項
- ⑦ 第5条に規定する取締役会の会議運営にかかる事務局
- ⑧ 上記①から⑦に付随する事項

⑨ 上記①から⑧のほか、QBSの運営に関し必要な事項として取締役会の委嘱を受けた事項

(2) 上記(1)のほか、QBSの運営に必要な事項の実施

2 企画部は、前項(1)の立案事項について、定期的に企画運営委員会に報告する。

(内部監査室)

第10条 内部監査室は、QBSにおける内部監査、および内部通報の受付等に関する事項を所管する。

2 前項における内部監査の実施に当たっては、年度毎に内部監査計画を策定するものとし、計画および内部監査の結果について監視委員会に報告したうえで、取締役会に報告する。

3 内部監査室は第1項におけるコンプライアンスに関する業務状況を定期的に取り締役に報告するものとする。

(TORF監視委員会室)

第11条 TORF監視委員会室(以下「監視委員会室」という。)は、監視委員会の事務局として、監視委員会の会議運営、TORFに関する苦情・相談の受付、および監視委員会からの指示にもとづく調査等に関する事項を所管する。

第3章 TORFの算出・公表

(TORFの公表)

第12条 TORFは、第4条(1)の定義にもとづき、QBSがレポートイング・ブローカーから報告を受けた報告レートにもとづき、次5条の手續に則って算出・公表する。

2 前項における、TORFの算出・公表にかかる事務(以下「算出等事務」という。)について、QBSは、第42条にもとづき、事務代行会社に委託することができる。その場合に事務代行会社に委託可能な事務については、第19条に規定する。

(レポーティング・ブローカーによるレート報告手続)

第13条 レポーティング・ブローカーは、毎営業日、午後3時15分までに報告レートをQBSに報告するものとし、原則として同時刻以降の修正は行わない。

2 前項にかかわらず、レポーティング・ブローカーは、午後3時15分以降に報告レートを修正する必要がある場合には、当日午後4時15分までにQBSに連絡し、修正後のデータを報告する。レポーティング・ブローカーにおいて修正不可能な場合は、当日午後4時15分までにQBSに相談する。QBSはレポーティング・ブローカーから報告レートの修正を依頼された場合、その依頼記録を保管する。

3 QBSは 前2項に関わらず、円滑な算出・公表のため、レポーティング・ブローカーに対し、当日のある時点までの途中経過のデータ報告を求めることができる。この途中経過の報告時間については、QBSが別途定める。

(TORFの算出)

第14条 QBSは、レポーティング・ブローカーから報告された当日の報告レートを用い、算出要綱の定めに従い公表レートを算出する。算出を担当する者（以下「算出担当」という。）は業務部の職員が務める。

2 算出結果は次条に定めた通り承認を受けなければならない。

(QBSによる報告レートの承認)

第15条 業務部は、前条により算出した算出結果等を確認し、承認を行う。なお、承認を行う者（以下、「承認担当」という。）は、業務部の管理職または業務部の管理職が指名した業務部の職員で、かつ当日の算出担当と異なる者が務める。

2 承認を行う者は算出結果が算出要綱の定めに従い算出されたものであることを確認することとし、承認の際に以下の事項を確認しなければならない。

- ① レポーティング・ブローカーから報告された報告データを正常に受信したこと
- ② 報告レート中に異常値がなく、行動規範および算出要綱に定める報告データの要件に則ったものであること
- ③ 算出要綱で定める報告レートの処理方法にもとづき報告レートが抽出され最良気配が作成されていること、および算出要綱で定めるウォーターフォール手法に沿っ

た適切な順位付けがなされ、算出要綱で定める各順位の算出方法に従い公表レートが正しく算出されていること

3 承認担当は、第1項における承認時に、報告データに誤りがあると疑われる場合には、当該データを報告したレポーティング・ブローカーに対し照会を行うよう、算出担当に命じる。

4 前項による照会の結果、報告データに誤りがあることが明らかになった場合には、承認担当は、算出担当を通じて当該レポーティング・ブローカーに対し報告データの修正を指示し、当該レポーティング・ブローカーは、当日午後4時15分までにQBSに対し修正後のデータを報告する。

5 承認担当は、第2項③の確認において異常を発見した場合、その原因を調査し、それがQBSの算出システム等の不具合に起因するものであれば、算出担当に対し代替手段を用いた再算出等の適切な対応を指示する。一方、その異常が報告データの誤りに起因するものであれば、第3項および第4項のとおりに対応する。また、再算出の完了後は再度、第2項の確認項目を確認する。

6 業務部は、承認時に判明した誤報告や算出システムの不具合の発生状況等を記録し、定期的に企画運営委員会および監視委員会に報告する。

7 業務部は、第1項から第5項までの対応を行うに当たって、レポーティング・ブローカーにおける個別の顧客との間でブローキングを担当する者から情報を入手する場合には、その正確性を特に考慮する。

(公表方法)

第16条 QBSは、前条に規定する承認を経て情報提供会社に午後5時頃に公表レートを配信し、情報提供会社はこれを公表する。

(公表後のレートの修正)

第17条 QBSは、TORFの公表後に公表レート等をやむを得ず修正する場合には、その理由、TORFを参照する契約への影響の大きさ等を考慮のうえ、企画運営委員会で検討し、取締役会で決定する。なお、業務部はレートの修正後、修正の理由や経緯などを監視委員会に報告する。

2 前項による公表レート等の修正を行った場合には、QBSは情報提供会社に対して連絡を行うほか、QBSとして公表を行う。

(レポーティング・ブローカーの最低数等)

第18条 レポーティング・ブローカーのフロア数（最低数）は、2社とする。

2 関係諸施設の被災、停電等の非常事態の発生や、極度の市場ストレスの発生、レポーティング・ブローカーの急激な減少等により、レート報告を行うレポーティング・ブローカーが前項に定めるフロア数を下回る場合の措置については、第45条に規定するコンティンジェンシー・プランにおいて定める。

(事務代行会社を置く場合の手続)

第19条 事務代行会社を置く場合、算出等事務のうち以下の業務を事務代行会社に委託することができる。

(1) 第13条に規定するレポーティング・ブローカーによる報告レートの報告受信業務

(2) 第14条に規定するTORFの公表レート算出

(3) 第16条に規定するTORF公表レートの情報提供会社への配信

(4) 第17条に規定するTORF公表後の公表レート修正に関する情報提供会社への連絡業務

第4章 QBSの管理態勢および利用者への周知等

(利益相反管理態勢)

第20条 QBSは、TORFの金融指標としての健全性を担保するため、TORFの運営において生じ得る利益相反を管理する態勢を構築するものとする。

2 前項の利益相反とは、以下の各号に規定する事項とする。監視委員会は、定期的にQBSが管理すべき利益相反の対象を見直す。

(1) 貸金契約やデリバティブ契約等でTORFが広く参照されていることを踏まえ、これらを取り扱う金融機関に所属する者がTORFの定義やレートの決定、TORFの運営、ガバナンスに関与することにより生じ得る利益相反

(2) 情報提供者であるレポーティング・ブローカーに所属する者がTORFの定義やレートの決定、TORFの運営、ガバナンスに関与することにより生じ得る利益相反

(3) 金融機関を顧客とするQUICKやQUICKの営業担当者が顧客の利益を図ろうとする責務と、QUICKの完全子会社であるQBSがTORFの定義に従って適切に算出・公表を行う責務とに関して生じる利益相反

(4) 株式会社として利益を追求するというQBSの責務と、TORFの定義に従って適切に算出・公表を行う責務とに関して生じる利益相反

(5) 株式会社として利益を追求するというQUICKの責務と、完全子会社であるQBSに対し定義に従ったTORFの適切な算出の遂行とTORFの金融指標としての健全性を担保させるという責務とに関して生じる利益相反

(6) TORFの水準により、直接的・間接的に金融上の利益を得る者が、TORFのレート決定に関与することにより生じる利益相反

3 第1項の利益相反を管理する態勢の構築に当たっては、前項に規定する利益相反の可能性が存在することに十分に留意し、次の各号に掲げる措置を行うこととする。

(1) 金融機関に所属する者は、QBSの社外取締役や監視委員に就任することができない。

(2) レポーティング・ブローカーやその同業他社に所属する者は、QBSの社外取締役や監視委員に就任することができない。

(3) QBSの取締役会には、社外取締役を加える。

(4) 監視委員会の委員は、第6条第3項で定めるところにより、その過半数をQUICKの役職員以外の者とする。

(5) TORFの定義見直し等は、監視委員会における確認を受ける。

(6) QUICKの営業職および財務・経理職の社員はQBS業務部との兼務を禁ずる。

(7) QUICK年金運用委員会の委員であるQUICK社員は、QBS業務部との兼務を禁ずる。

(8) QBSは、自社の金融取引のためTORFの金融指標としての健全性を妨げることをしないよう、TORFに係る金融取引については利益相反管理方針に従い管理する。

(9) 親会社であるQUICKが自社の金融取引のためQBSによるTORFの適切な算出・公表を妨げることのないよう、QBSはQUICKによるTORFに係る金融取引を管理することとし、その管理方法は利益相反管理方針に定める。

(10) レポーティング・ブローカーによるレート報告の健全性を担保するため、行動規範を策定し、レポーティング・ブローカーに社内態勢の整備を求め、QBSがその遵守状況の確認を行う。

(11) 第15条第1項に定めた通り承認業務を業務部の管理職または管理職が指名した業務部職員が行い、また、仮に算出等事務を事務代行会社に委託する場合には委託事務の内容を算出・公表にかかる単純事務に限定するなど、適切な事務態勢が構築されるよう考慮する。

(12) 利益相反の管理や指標の透明性の観点から重要と思われる書類（関連する規程や、監査の結果等の書類を含む。）については、これを公表する。なお、TORFの利用者に開示すべきと考えられる個々の利益相反事項がある場合には、監視委員会において、その開示の要否を検討してその確認を行い、取締役会での決定により公表する。

(13) 利益相反に関する事項については、情報の取扱いに厳正を期し、事案に応じた情報管理を徹底する。QBSは関係当事者に対し、利益相反を適時適切に管理するための十分な方策を講じること、特に利益相反のリスクを生じさせる活動に従事する者の間における情報交換を適切に管理する手続の策定を考慮することについて、適切な働きかけを行うものとする。

(14) QBSの役職員および監視委員会、企画運営委員会の各委員は、第29条第1項に定めるところにより、QBSの業務に関して知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

(15) QBSの役職員および監視委員会、企画運営委員会の各委員は、第29条第2項に定めるところにより、業務に関して知り得た情報を利用して、自己または第三者の利益を図ってはならないものとする。

(16) QBSは、第24条第1項に定めるところにより、TORFに関する不正操作や不正行為の早期発見のため内部通報態勢を整備する。

(17) QBSは、第31条に定めるところにより、役職員、委員の報酬体系について、TORFの水準に連動させない等、TORFの不正操作の誘発を回避するために、リスク管理やコンプライアンス面に十分配慮した適切な設計・運用を確保するものとする。

4 QBSの役職員は、その業務の遂行に当たり、前3項の規定に従って構築される利益相反管理態勢を遵守しなければならない。

(事務管理)

第21条 QBSは、TORFの正確な算出・公表の遂行を目的に、算出・公表にかかる事務手続の整備等を行うこと等により、オペレーショナル・リスクを極減化するための必要な措置を講じる。

(監査)

第22条 QBSは、TORFの算出・公表の実施状況、本規程で定める態勢整備の状況、および定義や算出方法の見直しを含む運営体制の見直し状況等について、原則年1回、内部監査および外部監査を実施する。

2 前項に規定する外部監査は、QBSから独立した外部の監査法人によるものとし、企画運営委員会で監査法人の選定を検討し、取締役会で決定する。取締役会への付議に当たっては、監視委員会にも報告し、承認を得る。

3 監査結果については、監視委員会に報告したうえで、取締役会に報告する。

4 QBSは、監査の実施状況等について、その概要を公表する。

(相談、苦情受付態勢の整備)

第23条 QBSは、TORFの利用者等から相談や苦情を受け付ける相談窓口を監視委員会室に設置する。

2 QBSは、前項に規定する相談窓口の運営に当たっては、利用者の利便性を考慮した態勢（QBSのホームページでの連絡先の公表、電子メールによる受付等）を整備するものとする。

3 監視委員会室は、第1項に規定する相談窓口で受け付けた苦情・相談の内容、事実関係、対応策等を確認し、その結果を監視委員会に報告する。

4 苦情・相談に対する具体的な対応は、QBSの担当部署と監視委員会室が連携して検討し、実施する（苦情の申し出をした者に対する苦情の処理の結果の通知を行うことを含む。）。その対応状況については、定期的に監視委員会に報告され、監

視委員会はこれを確認する。監視委員会は確認した結果を踏まえ、必要に応じ、外部機関への指標のレビューの委託を含む、必要な対応を取締役に提言する。

5 取締役会は、監視委員会から当該提言を受けた場合には、担当部署と監視委員会室に対して適切な措置を指示する等の必要な対応を行う。監視委員会は、提言に対する取締役会のその後の対応状況について、その報告を受け、説明を求めることができる。

6 QBSは、前5項の規定により、TORFの運営、定義、算出方法等を見直す場合には、第47条および第48条に準じて対応する。

(内部通報態勢の整備)

第24条 QBSは、内部監査室において、TORFに関する不正操作や不正行為の早期発見のため、QBSの職員、算出等事務以外の事務を含む事務委託先およびその職員、レポート・ブローカーの職員（TORFに関する業務に携わる者）からの通報・相談を受け付けるヘルプライン窓口を設置する。

2 前項のヘルプライン窓口は通報された事項に関する事実関係の調査の中心となる。また、関連する部門のメンバーを加えた調査チームを設置するなど、通報の内容に応じて適切に対応する。内部監査室は、ヘルプライン窓口での受付状況と対応状況について定期的に監視委員会に報告する。監視委員会は報告された内容を踏まえ、必要な対応を取締役に提言する。

(TORF算出等にかかる記録等の保存)

第25条 QBSは、次の各号に掲げる記録を記録作成時から5年間適切に保存する。

- (1) 報告レートおよび公表レート
- (2) QBSがTORFのレート決定に際し、専門家判断を用いた場合にはその記録
- (3) 行動規範の規定にもとづき、レポート・ブローカーからQBSに提出等された書類等
- (4) 公表レート決定に関するレポート・ブローカーおよび事務代行会社との通信記録

- (5) QBSおよび事務代行会社で業務に関与している者を特定する記録
- (6) TORF運営全般にかかる外部からの意見および苦情等
- (7) 第22条に規定する監査の記録
- (8) TORFのレート決定に際し、本規程に定める手続以外の異例な対応をとった場合の対応記録

(TORFの利用上の留意点についての利用者等への周知)

第26条 QBSは、次の各号に掲げるTORFの利用上の留意点を公表し、利用者等への周知を行う。

- (1) 関係諸施設の被災、停電等の事態の発生、極度の市場ストレスの発生、レポート・ブローカーの減少等や、TORFの算出に伴うオペレーショナル・リスク等に伴い、TORFが通常通り算出・公表されない、または、公表後にレートの修正が生じる可能性があり、これにより、TORFを参照する契約において、契約当事者間のTORFのレートによって決定される債権債務関係に影響が生じる可能性や、金融商品の時価に影響が生じる可能性があること。また、上述した関係諸施設の被災、停電等の事態や、極度の市場のストレスの発生、レポート・ブローカーの減少等によって、QBSの意図に反してTORFの算出・公表が困難になる場合には、第45条に規定するコンティンジェンシー・プランにもとづき、同プランに規定する算出・公表方法により、TORFが算出・公表され、その場合、前日のTORFのレートが当日のTORFのレートとして公表される可能性があること。
- (2) 本邦無担保コール市場または本邦デリバティブ市場の状況変化等を受け、指標としての公正性がより確保され、市場実態をより適切に表すものとするを目的に、将来的に、TORFの定義や算出方法が見直される可能性や、これらの状況変化等によりTORFの公表が停止される可能性があること。これにより、TORFを参照する契約において、契約当事者間のTORFのレートによって決定される債権債務関係に影響が生じる可能性や、金融商品の時価に変動が生じる可能性があること。
- (3) QBSは、一旦公表されたTORFの変更や、定義や算出方法の見直しにより生じる、または生じる可能性があるTORFを参照する個々の契約への影響に対し、QBSが責めを負うべき特段の事情が認められる場合を除き、一切責任を負わないこと。

2 QBSは、前項に規定するTORFの利用上の留意点を踏まえ、公表後のTORFが変更された場合の取扱いについての取決めや、TORFの公表が停止された場合の代替措置等について、TORFを参照する契約の当事者間において、契約中にフォール・バック条項を採用する等の事前の措置を講じることをQBSのホームページ上で推奨するものとする。

(外部からの情報収集を行う場合の対応)

第27条 QBSは、公表レートの設定に際し、外部から情報を収集する場合には、当該情報の健全性と機密性を考慮のうえ、情報の収集の要否、情報源の選択、利用・管理の方法を企画運営委員会で検討し、監視委員会の確認と承認のうえ取締役会で決定する。

2 前項における情報の収集において、金融機関のフロント・オフィスから情報を入力する場合には、QBSはその正確性を慎重に考慮する。

3 第1項において情報の収集を行う場合には、情報の健全性と機密性の保護に考慮した情報の内容に応じた利用・管理の方法について規程化したうえで、これを適切に取り扱うものとする。また、収集する情報について、可能な限り、他の情報源から得られる情報またはデータ等により、情報の健全性と機密性を裏付けるものとする。

(関係当局への提出・報告等)

第28条 QBSは、第25条にもとづき保存される記録および監査結果等について、監査機関、関係当局から提出・報告等を求められた場合には、速やかに、これに協力する。

(TORF運営の関係者の秘密保持)

第29条 QBSの役職員および監視委員会、企画運営委員会の各委員は、QBSの業務に関して知り得た秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

2 QBSの役職員および監視委員会、企画運営委員会の各委員は、業務に関して知り得た情報を利用して、自己または第三者の利益を図ってはならない。

3 前2項の規定は、その任を解かれた後も同様とする。

(研修)

第30条 QBSは、QBSの役職員に対し、本規程を遵守した業務運営が行われるよう、業務遂行上の倫理や、利益相反管理態勢等を含む研修を実施する。

2 QBSは、算出等事務以外の事務を含む事務委託先に対して定期的に本規程および行動規範の内容について、研修を実施する。

3 QBSは、レートの不正操作や金融指標に関する規制等に関する事項を含む研修用資料を作成し、前項の研修に使用するほか、レポーティング・ブローカーの社内研修用に供する。

(報酬体系)

第31条 QBSは、役職員、委員の報酬体系について、TORFの水準に連動させない等、TORFの不正操作の誘発を回避するために、リスク管理やコンプライアンス面に十分配慮した適切な設計・運用を確保するものとする。

(取締役会、委員会の議事録)

第32条 QBSは、第5条で規定する取締役会、第6条で規定する監視委員会、および第7条で規定する企画運営委員会について議事録を作成し、関係当局からこれら議事録の閲覧の依頼がある場合には、これに協力する。

第5章 レポーティング・ブローカーの募集、選定、モニタリング等

(レポーティング・ブローカーの行動規範)

第33条 QBSは、レポーティング・ブローカーが遵守すべき行動規範を定め、レポーティング・ブローカーに対して次に掲げる社内態勢の整備を求める。

- (1) 適切なレート報告が行われるための態勢整備
- (2) レート報告にかかる利益相反を管理するための態勢整備

(3) 正当な理由のないレート報告の内容に関する情報交換、調整等の禁止に関する態勢整備

(4) レート報告根拠に係る事後的な説明を可能とする態勢整備

(5) レート報告に関する通信記録の保存に関する態勢整備

(6) 問題発覚時のQBS宛報告に関する態勢整備

(7) 社内研修の実施（不正操作に対する規制や法律に関する内容を含む。）

2 QBSは、レポーティング・ブローカーから、前項(2)に掲げるレート報告にかかる利益相反を管理するための態勢整備に関し、行動規範の定めるレート報告責任者・担当者と、TORFを参照する金融商品に係るトレーディング業務の責任者・担当との兼任の事実および講じられた内部検証態勢に関する届出があった場合には、監視委員会において、その適切性を確認する。

（レポーティング・ブローカーの募集・選定）

第34条 第9条第1項(1)④に規定するレポーティング・ブローカーの選定については、次6項の手續に則り実施する。

2 QBSは、レポーティング・ブローカーを毎年度募集・選定する。

3 QBSは、前項のレポーティング・ブローカーの選定に際しては、日本円OISの約定金額（想定元本ベース）、約定件数、気配レートの更新頻度、レピュテーション、監督官庁からの処罰の有無、行動規範の遵守に係る態勢整備の状況等を考慮することに加え、国外にも日本円OISの取引拠点を有する場合には当該国・地域における監督の状況も考慮する。また、選定に当たっては、日本円OISの取引環境の変化や、日本円の無担保コール翌日物金利にもとづく金利デリバティブ取引の多様性も考慮する。レポーティング・ブローカーは本邦OIS市場において日本円OISを取り扱うブローカーとするが、国外にも拠点やグループ会社を保有する場合は当該国・地域における金融当局からの監督の状況も考慮する。TORF算出にOIS以外の取引を加える場合には、ブローカーだけでなく取引所など、当該取引を仲介する企業や団体を選定することができる。なお、当該レポーティング・ブローカーは行動規範を遵守することが求められる。

4 レポーティング・ブローカーの選定は企画部で立案、企画運営委員会で検討し、取締役会で決定する。なお、取締役会への付議に当たっては監視委員会にも報告し承認を得るものとする。

5 QBSは、選定したレポーティング・ブローカーとの間で、行動規範を遵守したレート報告を行うことに関する契約書／承諾書を取り交わす。

6 QBSはレポーティング・ブローカーに対し、レート報告の対価として情報料を支払う。

7 第3項のレポーティング・ブローカーの選定基準、および第4項のレポーティング・ブローカーの選定に際して、企画部は必要に応じてパブリック・コメント等の実施や利害関係者との協議を行う。

8 QBSは、レポーティング・ブローカー選定結果を公表する。また、前項におけるパブリック・コメント等や利害関係者との協議を行った場合は、寄せられたコメントや協議の内容（ただし、コメント者が非開示とすることを要望した場合を除く。）および実施日も公表する。

（年度途中のレポーティング・ブローカーの辞退）

第35条 業務部は、年度途中にレポーティング・ブローカーからレポーティング・ブローカーの辞退の検討に関する申し出を受領した場合には、企画運営委員会、監視委員会に報告したうえで、取締役会に報告する。

2 前項の通りレポーティング・ブローカーから辞退の検討に関する申し出を受領した場合、取締役会は、業務部に対し、当該レポーティング・ブローカーとの調整を指示する。業務部は取締役会による指示に従い、当該レポーティング・ブローカーとの間で辞退について協議し、進捗は随時、企画運営委員会、監視委員会、取締役会に報告する。監視委員会は必要に応じ、取締役会に対し提言を行う。

3 当該レポーティング・ブローカーとの調整を受けて当該レポーティング・ブローカーが正式に辞退することになった場合、業務部は当該レポーティング・ブローカーより辞退に関する申し出を書面にて受領する。申し出の書面を受領した場合には原則として、受領日を含め、3営業日以内にQBSのホームページ上で辞退の申し出の事実および辞退（予定）日を公表する。

4 業務部は、前項による申し出を受領した場合、企画運営委員会および監視委員会に報告したうえで、取締役会に報告する。

5 レポーティング・ブローカーが前4項にもとづき年度途中で辞退する場合の情報料の扱いについては、QBSと各レポーティング・ブローカーとの間の契約で定める。

(レポーティング・ブローカーの一部がレートを報告しない・遅延する場合の対応)

第36条 業務部は、正当な理由なしにレポーティング・ブローカーの一部がレート報告を行わなかった、またはレート報告が遅延した場合には、企画運営委員会および監視委員会に報告を行う。

2 QBSは、当該レポーティング・ブローカーがレート報告を行わないこと、またはレート報告が遅延することに合理的な理由がないと判断する場合には、取締役会の決定を経て、その事実の公表や処分を適用できる。なお、取締役会への付議に当たっては監視委員会にも報告され、承認を得るものとする。

(レポーティング・ブローカーに対するモニタリング)

第37条 第6条(1)④に規定するレポーティング・ブローカーに対するモニタリングは次2条の手續に則り実施する。

(行動規範の遵守状況のモニタリング)

第38条 QBSは、レポーティング・ブローカーから行動規範にもとづく内部監査の実施結果の報告を受け、監視委員会が、その適切性を確認したのちに、取締役会に確認結果を報告するとともに追加調査の要否を提言する。

2 取締役会は、監視委員会の報告と提言を踏まえてレポーティング・ブローカーから報告された内部監査の実施結果を確認し、追加調査が必要と判断した場合には内部監査室に対し、当該レポーティング・ブローカーへの追加調査を指示する。取締役会は追加調査を指示する際に、調査内容、調査手段、調査期間等、追加調査の詳細を合わせて指示する。取締役会は追加調査の指示にあたり、独立した監査法人による追加調査を命じることができる。

3 内部監査室は、取締役会の指示に従い、レポーティング・ブローカーに追加調査し、調査結果を取締役会と監視委員会に報告する。

4 前項の追加調査に際し、取締役会から独立した監査法人による追加監査を命じられた場合、内部監査室は独立した監査法人との間で調査項目を協議し、調査結果を受領する。受領後は取締役会と監視委員会に調査結果を報告する。

5 QBSは、レポートिंग・ブローカーから、行動規範にもとづく社内研修の実施状況の報告を受け、監視委員会が、その適切性を確認したのち、取締役会に報告する。

(レート報告内容のモニタリング)

第39 条 監視委員会室は、報告レートの実績について事後的にモニターし、報告レートの適切性に疑義がある場合には、業務部を通じて当該レポートिंग・ブローカーに照会し、事実確認を行う。

2 前項におけるモニターには、レポートिंग・ブローカーから届出されたレート報告部署または担当者、およびレート報告責任者以外の者からレート報告が行われていないかどうかの確認も含む。

3 監視委員会室は、第1項によるモニターの結果（レポートिंग・ブローカーに対し照会・確認を行った場合には、その結果を含む。）を監視委員会に報告する。

(レポートिंग・ブローカーの行動規範違反等の報告等)

第40 条 前2条にかかわらず、QBSは、レポートिंग・ブローカーの報告レートの適切性に疑義のある場合やレポートिंग・ブローカーにおいて行動規範に違反する行為を行っていることを認識した場合等には、その事実を速やかに監視委員会および関係当局に報告する。

2 監視委員会は、前項による報告を受けた場合には、対応を検討し、必要に応じて取締役会に提言を行う。

3 QBSは、前項の対応の一つとして、監視委員会の承認と取締役会での決定により、QBSが支払った情報料の減額または返還を求めることができる。

4 QBSは、監視委員会からの提言を受け、講じた対応について、関係当局と協議のうえ、必要に応じ、公表する。

(レポートिंग・ブローカー選定の取り消し)

第41 条 QBSは、次に掲げる事由にレポーティング・ブローカーが該当する場合には、企画運営委員会で検討し監視委員会で承認のうえ、取締役会の決定により当該レポーティング・ブローカーについて選定の取消しを行うことができる。

(1) QBSに対するレート報告の遅延や報告後の修正が多発する等、レート報告姿勢に問題があり、TORFの公表の円滑な運営にとって好ましくないと判断される場合

(2) 行動規範の遵守状況に問題が確認された場合であって、QBSからの改善要請に対し、合理的な期間内に適切な措置が講じられない場合

(3) 第34 条に規定する選定基準に照らし、業容の変化等により同基準を充たさなくなったと判断される場合

(4) 法令違反、関係当局等の行政処分、不祥事等により、レポーティング・ブローカーとして相応しくないと判断される場合

2 前項にもとづく選定の取消しを行った場合、QBSは速やかに、その事実を公表する。

3 第1 項にもとづく選定の取り消しを行った場合、監視委員会の承認と取締役会の決定により、年度の残りの月数に応じ、QBSは情報料の減額または返還を求めることができる。

第6章 第三者の監督

(公表レートの算出等事務の委託)

第42 条 QBSは、TORFの算出・公表にかかる事務等（算出等事務）を事務代行会社に委託する場合には、企画部で立案し企画運営委員会で検討のうえ、取締役会で決定する。この場合に委託できる事務については第19 条の通りとする。なお、取締役会への付議に当たっては監視委員会にも報告し、承認を得るものとする。

2 QBSは、委託事項の内容等について、次に掲げる事項を公表する。

(1) 事務代行会社の商号、名称または氏名

(2) 事務代行会社の業務内容

(3) 前2号のほか、算出等事務を事務代行会社に委託することによりTORFの利用者等に影響を与える事項

3 QBSは、原則5年ごとに事務代行会社を見直すこととする。

4 事務代行会社との事務委託契約の解除等により、上記の事務を事務代行会社に委託することができない状況が発生した場合には、代替先が選定されるまでの間、業務部が算出等事務を行う。

(事務代行会社に対する監督)

第43条 QBSは、事務代行会社に算出等事務を委託する場合、事務代行会社が委託事務を遂行するに際して参照すべき指針として、「TORFの算出・公表業務の委託に関する指針」を制定し、企画部がその遵守状況を定期的に確認する。

2 QBSは、その他の委託先に対しても、委託事務の執行体制および執行状況について、定期的に確認する。

3 企画部は、前2項の確認結果については、企画運営委員会、監視委員会および取締役会に報告する。

(情報提供会社に対する監督)

第44条 QBSは、情報提供会社であるQUICKを通じ、公表レートを公表する。QBSは事前の報告を前提に、QUICKが他の情報提供会社に配信することを認める。

2 QBSは、TORFの情報提供会社を公表する。

3 QBSは、TORF算出要綱に定める公表時刻に、QUICKを通じ公表レートを公表する。QBSはQUICKに対し、QBSからの公表レートの受信後、遅滞なく他の情報提供会社に配信することを求める。

4 QBSは第45条に定めるコンティンジェンシー・プランの発動時など、TORF公表の遅延や中止が見込まれる場合には、QUICKを含む情報提供会社を通じ、これを利用者に伝える。この場合、QBSはQUICKに対し当該情報を伝え、QUICKに対し当該情報を配信先である他の情報提供会社に伝えるよう要請する。

5 QBSは、情報提供会社であるQUICK、及びQUICKが配信する他の情報提供会社の配信の状況を定期的に確認し、問題が認められる場合は是正を要求する。

第7章 TORFの算出・公表にかかるコンティンジェンシー・プランの策定等

(コンティンジェンシー・プランの策定)

第45条 QBSは、関係諸施設の被災、停電等の非常事態（以下「非常事態」という。）の発生や、極度の市場ストレスの発生、レポーティング・ブローカーの減少等によって、QBSの意図に反してTORFの算出・公表が困難になる場合に備え、事前の措置、および、そうした事態が発生した場合の措置について、「TORF算出・公表にかかるコンティンジェンシー・プラン」を定める。

2 前項のコンティンジェンシー・プランには、算出等事務を事務代行会社に委託している場合に被災時等において事務代行会社が委託事務を遂行できないとき等の対応も含めるものとする。

(QBSのバックアップ体制)

第46条 QBSは、本社が非常事態の影響を受けることにより、TORF算出・公表にかかる事務を遂行することが困難と判断される場合に備え、承認業務を行うためのバックアップ体制を構築する。QBSは本社所在地以外の場所にバックアップ要員として業務部員を駐在させる。

2 QBSは、前条で定めるコンティンジェンシー・プランにもとづき、本社におけるTORFの承認業務の遂行が困難となる場合には、速やかにバックアップ要員に対し、承認を代行するよう依頼する。

3 QBSは、バックアップ体制を見直す場合には、業務部が提案し企画運営委員会で検討のうえ、監視委員会による承認を経て取締役会で決定する。

4 企画運営委員会は、定期的にバックアップ要員の執行体制および執行状況を確認し、監視委員会、取締役会に報告する。

5 QBSは、バックアップ体制の内容等について、次に掲げる事項を公表する。

(1) バックアップ要員の駐在地

(2) バックアップ要員の業務内容

(3) 前2号のほか、算出等事務をバックアップ要員に代行させることによりTORFの利用者等に影響を与える事項

第8章 運営態勢の見直し

(定期的な運営態勢の見直し)

第47条 QBSは、企画運営委員会において、次に掲げる事項およびQBSに対し外部から寄せられた意見等を踏まえ、TORFの定義、および算出方法、その他指標の運営全般について、検証・検討を実施する。

(1) 日本円OIS市場においてレポーティング・ブローカーが占める取引割合の十分性

(2) 日本円OIS市場およびその他TONAを用いた金利デリバティブ市場等関連市場の状況

(3) レポーティング・ブローカーによる報告レートの生成プロセスの適切性

2 QBSは、前項の企画運営委員会における検証・検討の状況については、年1回以上、監視委員会に報告し、監視委員会は、その内容を確認するとともに、必要に応じ取締役会へ改善策の提言を行う。なお、前項各号に掲げる事項については、取締役会への改善策の提言の有無にかかわらず、監視委員会の承認と取締役会の決定で公表するものとする。

3 取締役会は、監視委員会から前項の提言を受けた場合、企画運営委員会に対して適切な措置を指示する等の必要な対応を行う。また、監視委員会は、提言に対する取締役会のその後の対応状況について、その報告を受け、説明を求めることができる。

4 QBSは、第1項の検証・検討の結果、次条第1項各号に掲げる状態にあると判断した場合には、次条に定める手続により、TORFの定義、算出方法等の変更を検討する。

5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、利益相反の範囲やその管理方法の見直しについての検討は、第20条の規定に従う。

(TORFの定義、算出方法等の変更)

第48条 QBSは、次に掲げるいずれかの状態が一定程度の期間にわたり継続し、また、それが早期に改善する見通しがたたない場合において、TORFの金利指標性（金利の決定に際して参照されるべき指標としての有用性）が失われる可能性があると判断したときは、TORFの定義、算出方法等の変更を検討する。

(1) 本邦日本円OIS市場やその他日本円金利デリバティブ市場において、TORFの定義や算出方法等の変更を要するような構造的な変化があった場合

(2) TORFによって計測される価値が一般に使用されなくなったか、機能していないために、信頼性のある指標としての基礎としての役割を果たさなくなったと考えられる場合

2 前項にかかわらず、QBSは、利用者のニーズの変化や、市場の実態を踏まえて、QBSが必要と判断した場合には、随時、TORFの定義、算出方法等の変更を検討する。

3 QBSは、前2項にもとづき、TORFの定義または算出方法を検討する場合には、企画部で変更内容を立案し、企画運営委員会で検討のうえ、取締役会でその実施を決定する。取締役会への付議に当たっては、監視委員会にも報告され、監視委員会の確認と承認を受けるものとする。この検討および決定に際しては、変更に伴う、金融経済の安定に与える影響、参照する契約の範囲やそれに対する影響の程度も考慮したうえで、TORFの決定の健全性を継続的に確保する目的を最大限考慮するものとする。なお、本項による検討の結果、変更によらず、TORFの継続的な公表停止等を検討する必要があると判断される場合には、第50条にもとづく、公表停止等の検討を行うものとするが、本条にもとづく定義、算出方法の変更の検討と、第50条にもとづく公表停止等の検討を同時に実施することを妨げるものではない。

4 QBSは、前3項により検討される変更が重要な変更（当該変更により、変更前のTORFとの同質性が著しく変容する、あるいは、TORFのレートの水準に著しく影響を及ぼすことが合理的に見込まれる変更をいう。）に当たると判断される場合には、パブリック・コメント等の実施や、必要に応じた利害関係者との協議を行う。

5 前項にかかわらず、第3項の検討および決定に際し、変更内容が、重要な変更に相当すると判断される場合には、QBSは、前項に規定するパブリック・コメント等の実施や、必要に応じた利害関係者との協議を行うことができる。

6 QBSは、前2項におけるパブリック・コメントの実施に際しては、利用者等の関係者が十分検討できるよう、十分な意見募集期間を設定するとともに、QBSによる当該変更の影響分析等を適宜付すよう考慮するものとする。

7 QBSは、本条によりTORFの定義、算出方法等の変更を行う場合には、その実施の3か月以上前に、具体的な変更内容、変更理由、前項におけるパブリック・コメントにより利害関係者から寄せられたコメントおよびそれを踏まえたコメント

提出者等との協議の内容（ただし、コメント者が非開示とすることを要望した場合を除く。）および実施日を公表する。

（一時的な公表停止）

第49 条 QBSは、広域大災害発生等により、やむを得ずTORFの公表を一時的に停止せざるを得ないと判断される場合には、関係当局と協議のうえ、第45 条に規定するコンティンジェンシー・プランにもとづき、QBSの社長の決定により、TORFの公表を一時的に停止することができる。また、社長が事故等のためその職務を行えない場合には、次に掲げる者が、当該順位で社長の職務を代行するものとする。なお、この場合には、前営業日の公表レートを当日のTORFとする。

(1) 取締役

(2) 取締役会が事前に指定した者

2 QBSは、前項による公表停止を決定した場合には、速やかに公表し、監視委員会に報告する。

（TORFの継続的な公表停止等）

第50 条 QBSは、次に掲げるいずれかの状態が長期にわたり継続し、また、それが改善する見通しがたたない場合において、TORFの金利指標性が失われていると判断されるときは、TORFの代替となる金融指標の算出及び公表に関する方針及び手続を含む、TORFの公表の継続的な停止等を検討する。

(1) 日本円OIS市場またはその他日本円金利デリバティブ市場の構造変化等の事由により、市場参加者や関係当局により、同市場が活動的な市場であるとの認知が薄れ、かつ、市場としての存続の必要性について疑義が呈される場合

(2) TORFを公表することが、法令等に抵触する場合

(3) TORFの利用者の公表に対するニーズが顕著に低下し、公表を停止等した場合であっても、金融・経済に与える影響が限定的と考えられる場合

(4) 第48 条にもとづき、TORFの定義、算出方法等の変更の検討を行ったが、変更は困難であると認められ、同条第1項の状態が継続している場合

2 QBSは、前項にもとづきTORFの継続的な公表停止等を検討する場合には、企画運営委員会で検討のうえ、取締役会でその実施を決定する。なお、取締役会への付議に当たっては監視委員会にも報告し承認を受けるものとする。この検討および決定に際しては、TORFの継続的な公表停止等に伴う金融経済の安定に与える影響、参照する契約の範囲やそれに対する影響の程度も考慮したうえで、TORFの決定の健全性を継続的に確保する目的を最大限考慮するものとする。

3 前2項の検討に際しては、パブリック・コメント等を実施し、利用者を含めた市場参加者の意見を聴取する。また、関係当局と必要に応じた協議を行う。

4 前項におけるパブリック・コメントの実施に際しては、利用者等の関係者が十分検討できるよう、十分な意見募集期間を設定するとともに、QBSによる当該変更の影響分析等を適宜付すよう考慮するものとする。

5 QBSは、本条によりTORFの継続的な公表停止等を行う場合には、その実施の6か月以上前に、公表停止等の時期、その理由、前項におけるパブリック・コメントにより利害関係者から寄せられたコメントおよびそれを踏まえたコメント提出者等との協議の内容（ただし、コメント者が非開示とすることを要望した場合を除く。）について公表する。

第9章 規程の改正

（規程改正）

第51条 本規程およびその下位規程の改正は、企画部で立案し企画運営委員会で検討のうえ、取締役会が行う。

2 前項の改正に係る事項は、監視委員会に報告し、承認を受ける。

3 本規程およびその下位規程の改正に当たっては、改正内容を公表する。

附 則

1. 実施日

本規程は、2021年4月26日から実施する。

2. 改正

2021年10月13日

以上